

公益財団法人 島根県育英会

【追加募集分】令和8年度 奨学生 募集要項

～この春、大学などへ進学される方へ無利子奨学金を貸与します～

島根県育英会では、三菱マヒンドラ農機株式会社等の農業用機械事業からの撤退に伴い、退職される事業者の役員・従業員のお子さんに対し、奨学金支援を行います。保護者の方が退職される前に応募できますので該当の方はご活用を検討ください。

島根県育英会は、あなたの学びを応援します

この奨学金貸与事業は、向上心を持ちながら、経済的理由によって修学が困難と認められる島根県出身の大学生等に奨学金を貸与して、その修学の便を図ることにより、社会に有為な人材の養成に寄与することを目的とするものです。

【大学等奨学金の概要】

- 月額で貸与します（無利子です）
- 貸与月額は、3万円から7万円まで、1万円単位で選ぶことができます
- 返還は、卒業後6か月を経過した翌月から開始です
- 日本学生支援機構（JASSO）奨学金の給付型、第一種（貸与型・無利子）との併用が可能です。第一種との併用の場合、当該奨学金の貸与月額は、上限5万円までとなります
- 同一世帯において、複数の兄弟姉妹が同時期に利用いただくこともできます

1 応募資格

要件1と2を満たすことが必要です。

要件1

島根県出身者（※1）で、令和8年度に、学校教育法に基づく大学・短期大学・大学院・専修学校（2年以上の専門課程に限る）に進学（入学及び転・編入学を指す）した人

ただし、次の(1)～(3)いずれかに該当する場合は応募することができません。

- (1) 島根県育英会の奨学金（高等学校等奨学資金は除く）の貸与を受けたことがある場合
- (2) 外国大学の日本分校に進学した場合
- (3) 通信制の学部、別科に進学した場合
(ただし別科は応募可能な場合があります。事前にお問い合わせください。)

（※1）島根県出身者とは、次の①～③のいずれかに該当する場合です。

- ①島根県内に住所を有した期間が通算して5年以上ある場合
- ②父母またはこれに準ずる人の住所が島根県内にある場合
- ③上記①または②に準ずるものとして育英会において特に認めた場合

要件2

応募者の保護者（生計維持者を含む）が、三菱マヒンドラ農機株式会社、そのグループ会社及びこれらと取引関係にある県内事業者（個人事業主を含む）と次のいずれかの関係にある者

- (1) 令和8年3月時点において雇用関係にあり、応募時に事業者から人員整理の方針が示されている者
- (2) 令和8年3月時点において役員（個人事業主の場合の個人を含む）であり、応募時に役員退任の意向又は方針が示されている者
(貸与開始にあたっては、後日、退職証明書または役員を退任したことが分かる書類などの提出が必要となります)

2 貸与月額

3万円から7万円のうち、1万円単位で選択

3 日本学生支援機構（JASSO）との併用について

第二種（貸与型・有利子）との併用はできませんが、第一種（貸与型・無利子）及び

給付型との併用は可能です。ただし、第一種（貸与型・無利子）との併用の場合は、島根県育英会の奨学金は3万円、4万円、5万円から選択となります。

4 貸与期間

保護者（生計維持者を含む）の退職月から進学（入学及び転・編入学を指す）した大学等の最短修業年限の最終月まで。ただし、大学院生は2年間を限度とします。

5 奨学金の返還

奨学金は無利子です。貸与終了後（卒業後）6か月を経過した翌月から貸与を受けた月数の3倍に相当する期間内に、年賦、半年賦、月賦等により金融機関の口座引き落としの方法で返還していただきます。なお、全部または一部をいつでも繰り上げて返還することができます。

6 奨学金貸与の休止等

奨学生が次に掲げる事由に該当したときは、奨学金の貸与の休止、停止、または取り消しをすることがあります。

- (1) 奨学生願書に虚偽の事項を記入したこと等が判明したとき
- (2) 留年・修得単位不足等学業成績の不振、性行の不良、責務の不履行等奨学生としてふさわしくないと認められるとき
- (3) 休学・転学・長期欠席・退学等をしたとき
- (4) 退学・停学等の処分を受けたとき

7 申込手続き等

(1) 願書受付期間

令和8年4月1日（水）から令和9年2月26日（金）までとします。

（令和9年2月26日17時までに持参したもの又は郵送の場合で同日までの消印があるものは受け付けます。）

(2) 出願手続き

○令和8年3月に高等学校等を卒業した人

過年度（令和7年3月以前）に高等学校等を卒業した人

提出先	卒業した高等学校等
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 大学等奨学金願書【追加分】（〈願書-1~3〉ページ） ② 市町村が発行する生計維持者（原則として父母〈2名〉）の「令和7年度所得課税証明書」（令和6年1月~令和6年12月の所得及び所得控除の内訳、課税標準額、市町村県民税の課税額等の記載のもの） ③ 高等学校長の証明する調査書（開封無効） ④ 三菱マヒンドラ農機株式会社等の農業用機械事業からの撤退の影響で保護者（生計維持者を含む）が退職等することを確認する調書（〈願書-5〉ページ）

※①④用紙は所定のものを使用すること（鳥根県育英会HPからダウンロード）

○令和8年度に大学院に進学した人／大学・短期大学・専修学校に転・編入学した人

大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験合格者で大学等に進学した人

提出先	公益財団法人 鳥根県育英会
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 大学等奨学金願書【追加分】（〈願書-1~3〉ページ） ② 市町村が発行する生計維持者（原則として父母〈2名〉）の「令和7年度所得課税証明書」（令和6年1月~令和6年12月の所得及び所得控除の内訳、課税標準額、市町村県民税の課税額等の記載のもの） ③ 学業成績証明書（開封無効・進学前） ④ 奨学生応募者調書（〈願書-4〉ページ） ⑤ 三菱マヒンドラ農機株式会社等の農業用機械事業からの撤退の影響で保護者（生計維持者を含む）が退職等することを確認する調書（〈願書-5〉ページ）

※①④⑤用紙は所定のものを使用すること（鳥根県育英会HPからダウンロード）

※大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験合格者で大学等に進学した人は、上記表中③に代えて、大学入学資格検定合格成績証明書又は高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書を提出してください。

【生計維持者とは】

生計維持者とは、日本学生支援機構の奨学金制度における定義に準拠しており、生徒・学生の学費や生活費を負担する人を指します。

- ・ 父母がいる場合は、原則として父母 = 2名
- ・ 「父又は母と死別している場合」や「父母の離婚等により、父又は母と生徒・学生が別生計となっている場合」は、生計維持者は父又は母のいずれか1名
- ・ 父母と死別又は父母が離婚し、生徒・学生が祖父母・おじおば等の2名以上の親族から経済的支援を受けている場合は主たる支援者1名

※生計維持者が1名のケースに該当する場合、必要に応じて事実関係が確認できる証明書額の提出を求め場合があります。

※「生計維持者」に関して不明な点がありましたら、育英会にお問い合わせください

8 奨学生の決定

- (1) 島根県育英会選考委員会において、応募資格を満たしていることなどを審査・確認した後、育英会理事長が奨学生を決定し、本人に通知します。

また、高等学校を經由して応募した場合は、学校にもその結果をお知らせします。

- (2) 上記通知の後、以下の書類を提出し、育英会が内容を確認後、貸与を正式決定します。

○令和8年度に進学した大学等の在学証明書

○保護者（生計維持者を含む）の退職及び退任等を確認する資料

（例）従業員の場合：退職証明書、解雇通知、雇用保険受給者資格証 等

役員の場合：取引先への業務取止や役員退任のお知らせ

個人事業の開業・廃業等届出書 等

9 決定後について

後日送付する「奨学金返還誓約書（借用証書）」等の提出後、保護者（生計維持者を含む）の退職月分から貸与します。

なお、「奨学金返還誓約書（借用証書）」は、本人、第一連帯保証人、第二連帯保証人の連署が必要です。

10 奨学生辞退の届出

奨学生願書提出後に、奨学金貸与を辞退される場合は、育英会に電話等でその旨を速やかに連絡してください。

他の貸与希望者に大きな迷惑をかけることとなりますので、辞退される場合には、直ちに育英会へ連絡をお願いします。

公益財団法人 島根県育英会

郵便番号 690-0887

島根県松江市殿町 8 番地 3 (島根県市町村振興センター 3 階)

TEL (0852) 28 - 1981

FAX (0852) 26 - 2089

URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp>

メールアドレス info@shimane-ikuei.or.jp



(様式1)

令和8年度 島根県育英会奨学生願書 [追加募集分]

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

願書記入日：令和 年 月 日

本人	〒 - 現住所
	氏名
第一連帯保証人 (保護者)	〒 - 現住所
	氏名
	(本人との続柄：)

それぞれ自筆で記入してください。

このたび、公益財団法人島根県育英会奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。また、家庭状況等は下記のとおり相違ありません。

記

1 本人の氏名等

氏名(フリガナ)	生年月日
.....	平成 年 月 日生

2 出身地(該当に○印) ※複数可

(1) 本人が島根県内に通算して5年以上居住
(2) 保護者が現に島根県内に居住
(3) その他(具体的に記入：)

3 本人の現況(願書記入日現在、a・b・cいずれか該当に○印をし、学校名等を記入してください。)

区分	学校名	卒業年
a 高等学校卒業	高等学校	令和8年3月卒業
b 高等学校過年度卒業	高等学校	年 月 卒業
c その他(該当に○)	令和8年度 ア 大学院に進学した人 イ 大学・短期大学・専修学校に転・編入学した人 ウ 大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験合格者で大学等に進学した人	

注 「c その他」に該当する方は、別紙奨学生応募者調書を提出してください。

4 令和8年度に入学、転・編入学した大学等について

大学等名	学部・学科等名	最短修業年限	入学等の別	入学等の学年
大学等所在地 〒		年	a 入学	学年
			b 転・編入学	

5 利用する資金について(希望するものに○をつけてください。)

奨学金	貸与月額	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円
-----	------	-----	-----	-----	-----	-----

※願書の記入にあたっては、保護者・親権者欄以外は、すべて本人が記入してください。

6 大学、専修学校等で学びたいこと及び貸与を希望する理由を本人が自筆で記入（必須）

〈学びたいこと〉

〈貸与を希望する理由〉

7 家族状況について

連絡先（自宅TEL・本人、家族の携帯TEL等日中確実に連絡が取れる先について記入してください）

自宅TEL（ - - ） / 本人携帯TEL（ - - ）

家族（父・母・その他（ ））該当に○印 / 携帯TEL（ - - ）

就学者以外	続柄	氏名	収入の種類	就労の有無	年齢	家族との居住	※注2
家族状況			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居	
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居	
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居	
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居	
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居	
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居	
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居	
就学者	続柄	氏名	学校等の種類	設置者別	年齢	通学別	
家族状況	本人		小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他（ ）	国公立・私立		自宅・自宅外	
			小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他（ ）	国公立・私立		自宅・自宅外	
			小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他（ ）	国公立・私立		自宅・自宅外	
			小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他（ ）	国公立・私立		自宅・自宅外	
			小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他（ ）	国公立・私立		自宅・自宅外	

※注1 同居・別居を問わず生計を一にする人全員を記入してください。家族のうち「生計維持者」は、「続柄」欄に○印をし、令和7年度所得課税証明書を添付してください。

※注2 「家族との居住」については、家族（生活の本拠地）と同居又は別居のうち、該当するものに○印をしてください。

8 親権者、連帯保証人について

【親権者】（成年年齢は18歳です。）

親権者がそれぞれの欄に各自自筆で記入してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親（いずれかがいないときは一人）です。後見人がいる場合は、後見人が自筆で記入してください。

親権者又は後見人			
フリガナ		フリガナ	
氏名	(父) (後見人)	氏名	(母)
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	生年月日	昭和・平成 年 月 日生
住所	〒 -	住所	〒 -
電話番号	(自宅) - -	電話番号	(自宅) - -
	(携帯) - -		(携帯) - -

【連帯保証人】

第一連帯保証人・第二連帯保証人予定者を記入してください。ただし、債務整理中（破産等）の方は、連帯保証人になれません。

- ① 第一連帯保証人は、本人の父母又はこれに代わる独立した生計を営む身元確実な成年者を記入してください。（願書の1ページと同じ人です。）
- ② 第二連帯保証人は、第一連帯保証人とは生計が別で独立した生計を営む65歳以下（令和8年4月1日現在）の身元確実な成年者を記入してください。（同一住所、学生、66歳以上の人はなれません。）

※ 第一連帯保証人、第二連帯保証人を記入する前に、必ずその方の承諾を得る必要があります。ここに記入した第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、奨学金返還誓約書（借用証書）に届出済第一連帯保証人及び届出済第二連帯保証人として印字されます。住所、生年月日等を確認の上記入してください。奨学金返還誓約書（借用証書）の提出にあたっては、その方の署名捺印（実印）及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

第一連帯保証人	フリガナ		住所	〒 -
	氏名			☎ (自宅) - - (携帯) - -
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	本人との関係 (該当に○印)	1父 2母 3兄 4姉 5その他 ()

第二連帯保証人	フリガナ		住所	〒 -
	氏名			☎ (自宅) - - (携帯) - -
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	本人との関係	(具体的に記入)

この願書に記載されている個人情報については、鳥根県育英会の奨学金業務のためにのみ利用するものであってその他の目的に使用することはありません。なお、採用・不採用にかかわらず提出された書類は返却しません。

奨学生応募者調書

※高等学校長又は高等専門学校長の証明する調査書を提出した人は記入する必要がありません。

氏名 (フリガナ)	生 年 月 日	性 別
	平成 年 月 日生	

- 1 本人の現況 [奨学生願書 3 c その他欄で○印をした大学等の名称、学部、学科・課程、在学年、卒業・修了年次等また、現在学んでいることを具体的に記入してください。]

.....

- 2 奨学金貸与希望期間（保護者の退職月から卒業・修了までの最短修業期間。大学院は2年間が限度）

年 か月

- 3 本人履歴 [最終学歴以降について、学歴・職歴・自宅研修・家事従事等空白期間のないように記入してください。]

平・令	年	月	()	学校卒業
平・令	年	月	～	年 月
平・令	年	月	～	年 月
平・令	年	月	～	年 月
平・令	年	月	～	年 月
平・令	年	月	～	年 月
平・令	年	月	～	年 月

上記記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人氏名 _____

三菱マヒンドラ農機株式会社等の農業用機械事業からの撤退の影響で
保護者（生計維持者を含む）が退職等することを確認する調書

1. 応募者及び保護者氏名（生計維持者を含む）

（応募者） _____

（保護者） _____

2. 上記1の者が令和8年3月時点において雇用関係・役員等にあつた事業者名
該当の番号○で囲むこと

- ① 三菱マヒンドラ農機株式会社
- ② リョーノーファクトリー株式会社
- ③ 三菱農機販売株式会社
- ④ 上記以外



（上記④の場合は、以下記載すること）

事業者名（勤務先名称） _____

※個人事業主を含む

【従業員の場合】

(1) 事業者から人員整理の方針が示された時期 _____

(2) 説明を受けた概要

※三菱マヒンドラ農機（株）等の影響であることが分かるように記載してください

【役員の場合】

※個人事業主の場合の個人を含む

(1) 退任等の意向を決めた時期 _____

(2) 概要

※三菱マヒンドラ農機（株）等の影響であることが分かるように記載してください

上記記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

応募者の保護者 氏名 _____